

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い 特定不妊治療を延期された方へ

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特定不妊治療を受けているご夫婦が治療の延期等を余儀なくされることが想定されるため「岡崎市不妊治療費補助金」の取扱いについて、令和2年度に限り、下記のとおり取り扱いをしました。令和3年度につきましても、経過措置として、下記の通り取り扱いますので、ご確認ください。

対象要件が緩和されるのは、妻の年齢が または に該当する夫婦です。

妻の年齢 (R3年3月31日時点)	変更点	注意事項				
43歳 (昭和52年4月1日~ 昭和53年3月31日生まれ)	治療開始時の妻の年齢 <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43歳未満</td> <td>44歳未満</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	43歳未満	44歳未満	事実婚・夫婦合算の所得額が730万円以上*の方は対象になりません。 所得額の算出方法の詳細を確認されたい方はお問い合わせください。
変更前	変更後					
43歳未満	44歳未満					
40歳 (昭和55年4月1日~ 昭和56年3月31日生まれ)	初回助成の治療開始時の妻の年齢 <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40歳未満： 通算6回まで</td> <td>41歳未満： 通算6回まで</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	40歳未満： 通算6回まで	41歳未満： 通算6回まで	
変更前	変更後					
40歳未満： 通算6回まで	41歳未満： 通算6回まで					

対象要件緩和に係る申請書類等

○令和3年4月・5月の申請

- ・令和2年度（令和元年分）課税証明書。
- ・令和元年1月1日時点で海外居住をしていた場合はパスポート。

○令和3年6月～令和4年3月の申請

- ・令和3年度（令和2年分）課税証明書。
- ・令和2年1月1日時点で海外に居住していた場合はパスポート。

課税証明書は、市役所東庁舎1階税証明窓口、3階市民税課及び各支所で交付できます。岡崎市では、税証明交付申請書の使い道欄の「不妊治療（民間除く）」にチェックを入れていただくと、手数料が無料になります。